

三次市教育委員会議案第 29 号

三次市民ホールの組織に関する規則案を次のように提出する。

平成 26 年 10 月 31 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市民ホールの組織に関する規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三次市民ホール（以下「市民ホール」という。）の組織に関して必要な事項を定めるものとする。

（館長）

第 2 条 市民ホールに館長を置く。

- 2 館長の任期は 1 年とし、教育委員会が任命する。
- 3 館長の分掌する事務は、市民ホールの運営に関することとする。

（職員）

第 3 条 市民ホールに職員を置くことができる。

- 2 職員の分掌する事務は、次のとおりとする。
 - (1) 三次市民ホール事業運営委員会規則（平成 26 年三次市教育委員会規則第 号）に規定する運営に関すること。
 - (2) 地域文化の創造、市民参画・育成型事業の推進に関すること。
 - (3) その他、市民ホールの運営に関すること。

（その他）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、市民ホールの組織について必要な事項は、

教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、三次市民ホール設置及び管理条例（平成25年三次市条例第26号）の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後、最初に任命される館長の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(任命の特例)

- 3 三次市民ホール設置及び管理条例の施行の日までの間においても、第2条第2項の規定にかかわらず、開館準備のため、あらかじめ、館長予定者を任命することができる。この場合において、本則中「館長」とあるのは「館長予定者」と読み替えるものとする。

(みなし規定)

- 4 前項の規定により任命された館長予定者は、三次市民ホール設置及び管理条例の施行の日以後任命された館長とみなす。